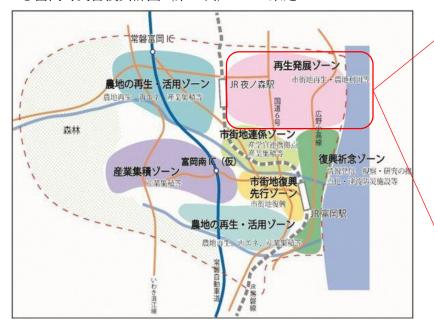
□土地利用構想図

○富岡町災害復興計画(第二次)H27.6策定



(第二次復興計画 第4章土地利用方針抜粋)

復興の更なる加速化を図るためには、震災以前より有する本町の成熟したインフラの有効活用、そして、中長期的な視点による土地の再生が必要となる『帰還困難区域』の状況を踏まえた、復興に伴う新たなニーズに対応するための柔軟な土地利用の転換が必要。

【土地利用方針】

町内の復興のため、多くの人々が交流してきた地理的優位性や富岡町の強みである社会インフラ(上下水道・道路、交通基盤、漁港、農地、都市施設)を最大限活用し、震災前よりも魅力ある土地利用の実現を目指します。

「再生発展ゾーン」の形成検討(夜の森・小良ヶ浜など)

- ・道路、上下水道などが整備された住宅地が集積される「夜の森地区」の再生 並びに**多様な土地利用の可能性を持つ「小良ヶ浜地区」の再生を進め、富岡町 復活の象徴とする**。
- ・具体的な土地利用の検討は地区の除染を前提に進め、国には『帰還困難区域』の除染実施を強く求めます。

「市街地連携ゾーン」

・町中央に位置する地の利を活かし、町内全域の営農再開を推進する農業生産 力の強化に資する農業拠点としての土地利用も進めます。

○富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画 H29.12



(富岡町帰還困難区域再生構想 抜粋)

【特定復興拠点区域設定に関する考え方】

富岡町では、帰還困難区域全域の再生に向けた第一歩として、震災前の姿やこれまで寄せられたご意見、富岡町災害復興計画(第二次)及び富岡町帰還困難区域再生構想を踏まえて「特定復興再生拠点区域」を設定。

【計画の意義・目標】

「雇用」、「健康・福祉」、「教育」、「農業」、「交流」をキーワードに富岡町帰還 困難区域再生構想で示した「人と桜の共生ゾーン」、「沿道型商業活性化ゾーン」、 「農用地活用ゾーン」、「森林再生モデルゾーン」の復興再生を図るために、必要な整備・事業の実施を目指します。

「沿道型商業活性化ゾーン」

既存商業施設の再生や拡充、新たな企業を誘致するための環境を目指します。



「農用地活性化ゾーン」

営農再開、農業法人化による新たな農業、イノベーションコースト構想に関連した産業を集積するための環境を目指します。